相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘四丁目一番地八四、最後の住所名古屋市名東区勢子坊二丁目一五〇一番地名古屋市厚生院

被相続人　亡　野里　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル七階ゆい綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　憲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区鹿子殿一三〇一番地、最後の住所名古屋市千種区鹿子殿一三番Ａ―二〇五号希望ケ丘ハイツ

被相続人　亡　田守矢千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

名古屋市東区代官町三三―一九ＣＩビル二階愛知つむぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　貞晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市藤山台二丁目二番地三、最後の住所愛知県春日井市藤山台二丁目二番地三　二〇二号棟四〇一号室

被相続人　亡　安達　茂正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

名古屋市中区丸の内二―一九―二五ＭＳ桜通八階片岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田阪まなみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区黒門通五條下る柿本町五九四番地の一、最後の住所京都市山科区椥辻草海道町四番地七　イーグルコート椥辻三アペックス一〇〇三号

被相続人　亡　水野善四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

京都市中京区富小路通丸太町下る富友ビル三階　堀和幸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　良太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市川島本町一一六番地、最後の住所大阪市淀川区三国本町二丁目一四番二三号特別養護老人ホームコモンズ三国内

被相続人　亡　中村　フジ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階

相続財産管理人　石井　教文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字鹿野下三〇六七番地、最後の住所山口県周南市大字鹿野下三〇六七番地

被相続人　亡　藤本　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産管理人　谷村　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊田町大字矢田二七二番地三、最後の住所山口県下関市豊田町大字矢田二七二番地三

被相続人　亡　白井　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

山口県下関市豊田町大字矢田一五七番地五

相続財産管理人　時野　博道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区板付五丁目一二番地一二、最後の住所福岡県朝倉郡筑前町下高場二五一三番地一

被相続人　亡　藤木タミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所福岡市中央区大手門二丁目九番二九号エクセラン大手門ビル二〇四号

相続財産管理人　司法書士　池田みどり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県いちき串木野市大里五九三五番地、最後の住所兵庫県伊丹市西野一丁目一三五番地

被相続人　亡　冨永　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所鹿児島市鴨池二丁目六番一号　谷川ビル二〇二　溝川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　溝川　慎二

債権申出の公告（第二回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十八年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都品川区東品川四丁目一二番二号品川シーサイドウエストタワー

株式会社ビスキャス企業年金制度

清算人　池田　賢也

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年十一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル四〇七号室

神奈川県乗用自動車厚生年金基金

代表清算人　安　光秀

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年十一月二十九日厚生年金保険法第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都千代田区九段南四丁目八番一三号自動車会館内

東京乗用旅客自動車厚生年金基金

代表清算人　岡田　佑

第47期決算公告

平成28年12月15日　静岡市清水区新緑町8番1号

株式会社日立空調ＳＥ

取締役社長　山田眞一朗

貸借対照表の要旨　（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,823,433	流動負債	1,366,859
固定資産	752,158	固定負債	1,002,540
		退職給付引当金	1,000,640
		役員退職慰労引当金	1,900
		株主資本	2,206,191
		資本金	100,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	2,066,191
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,041,191
		（うち当期純利益）	（113,031）
資産合計	4,575,590	負債・純資産合計	4,575,590